

問Ⅵ - 4 - ②（会計基準）

公益法人における個別の企業会計基準の適用について教えてください。

答

1 企業会計基準は、企業や会計を取り巻く社会環境の変化に敏感に対応して見直しが行われてきており、平成 20 年会計基準が設定された後にも、新たな社会状況等に対応して、個別の企業会計基準が設定・改正されています。

このような個別の企業会計基準の中には、公益法人に直ちに適用できないものも含まれていますが、それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、公益法人にも適用すべきものは、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として、当該基準に従うことが適当と考えられます。

2 公益法人の自己規律の確保、関係者への情報の開示、行政庁による監督の必要性等の観点から、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討した結果、個別の企業会計基準の公益法人への適用の可否は以下のとおりです。

- ① 退職給付に関する会計基準
- ② リース取引に関する会計基準
- ③ 工事契約に関する会計基準
- ④ 資産除去債務に関する会計基準
- ⑤ 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準

公益法人が行う会計処理及び注記をこれらの基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、これらの基準は公益法人にも適用されます。

- ⑥ 棚卸資産の評価に関する会計基準

平成 20 年会計基準も、棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額とすることとしており、本基準と実質的な相違はないことから、棚卸資産の評価については現行のままとなります。

- ⑦ 固定資産の減損に係る会計基準

平成 20 年会計基準は、本基準とは別に、公益法人等の特性を考慮して、固定資産の時価が帳簿価額から概ね 50%を超えて下落している場合には時価（使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値も可）をもって貸借対照表価額とする「強制評価減」を採用しています。

現在においても、この方法の改正を必要とする事情変更はみられないことから、固定資産の減損については現行のままとします。

⑧ 金融商品に関する会計基準

問VI - 4 - ③を参照ください。

⑨ 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

問VI - 4 - ④を参照ください。

3 個別の会計基準の適用時期等について

平成28年4月1日以降に開始される事業年度から適用することとなります（ただし、それ以前からの実施を妨げないものとします。）。

また、公益法人が会計監査を受けている場合の取扱いについては、別途、日本公認会計士協会が検討することとなっていますので、その結果を参照してください。

4 公益法人の会計基準は、今後とも、新たな社会状況等に適切に対応していくことが必要です。